規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二二

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「31」を「42」に改める。

別表第二第一号12中「有機りん剤」の下に「（ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＶＰ）を除く。）」を加え、同号中52を60とし、51を59とし、同号50中「49」を「57」に改め、同号50を同号58とし、同号中49を54とし、54の次に次のように加える。

55　一・四―ジオキサン
56　スチレン
57　メチルイソブチルケトン

別表第二第一号中48を53とし、35から47までを40から52までとし、同号34中「19」を「27」に改め、同号34を同号39とし、同号中33を38とし、32を37とし、31を33とし、33の次に次のように加える。

34　クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）及び一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）
35　ジクロロメタン（二塩化メチレン）
36　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン

別表第二第一号中30を32とし、同号29中「及び一・二―ジクロロプロパン」を「、一・二―ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン」に改め、同号29を同号31とし、同号中28を30とし、27を29とし、同号26中「25」を「27」に改め、同号26を同号28とし、同号中25を27とし、16から24までを18から26までとし、15の2を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＤＶＰ）

別表第二の二第一号中31を42とし、30を41とし、29を37とし、37の次に次のように加える。

38　一・四―ジオキサン
39　スチレン
40　メチルイソブチルケトン

別表第二の二第二号中28を36とし、17から27までを25から35までとし、16を17とし、17の次に次のように加える。

18　クロロホルム
19　四塩化炭素
20　一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）
21　一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）
22　ジクロロメタン（二塩化メチレン）
23　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）
24　トリクロロエチレン

別表第二の二第二号中15を16とし、5から14までを6から15までとし、4の次に次のように加える。

5　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＤＶＰ）

附　則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百六十五号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）及び予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中「第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条」を「第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条」に、「第百十五条の四十四第一項及び第四項、第百十五条の四十五並びに第百十五条の四十六」を「第百十五条の四十五第一項及び第五項、第百十五条の四十六並びに第百十五条の四十七」に、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務

を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務